様式第28号(第26条、第27条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

藤崎町長

子育てのための施設等利用給付認定変更通知書

第30条の8第2項

第30条の8第4項

　子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法　　　　　　　　　　　の規定に

より、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定番号 |  |
| 児童の氏名及び生年月日 |  |
| 保護者の氏名及び生年月日 |  |
| 居住地 |  |
| 変更年月日 |  |
| 認定区分 |  |
| 有効期間 |  |
| 保育の必要性の事由 |  |
| 変更理由 |  |

教　示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、藤崎町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤崎町を被告として（訴訟において藤崎町を代表する者は、藤崎町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。